

書評

山本幸男著

『正倉院文書と造寺司官人』

三野拓也

はじめに

本書は、著者の三冊目の論文集であり、正倉院文書を分析し、写経・造営事業に従事した様々な官人たちの動向や仕事について考察したものである。これ以前の著書には『写経所文書の基礎的研究』(吉川弘文館、一〇〇二年)、『奈良朝仏教史攷』(法藏館、二〇一五年)がある。前者では、天平宝字年間の写経所文書の整理・検討を通して、写経所の動向や写経の意義を明らかにし、後者では、正倉院文書や『延暦僧録』の居士伝をもとに、信仰のあり方を抽出している。以下、本書の構成を掲げ、各章の内容を紹介する。

序章 正倉院文書研究の視角と方法

—本書の梗概を通して—

I 安都雄足

第一章 造東大寺司主典安都雄足の「私経」

視角は、正倉院文書を生み出した主体、つまり、「造寺司官人」たちに着目し、彼らの仕事の実態を明らかにするというものである。

「I 安都雄足」には、造東大寺司主典、写経所別当として著名な安都雄足に関する論考を二篇収めている。

第一章は、安都雄足の「私経」の内実を明らかにするものである。まず、天平宝字六年(七六二)八月より行なわれた雑材廻漕の際に、東塔所材の漕料の一部を「別当所」が負担した点に着目し、東塔所と雄足の関係を考察する。その関係は、天平宝字二年(七五八)一月ごろから雄足が東塔所の運営にかかわったことにより生まれたものであると指摘する。次に、梧樽の購入・入手経路を明らかにし、「雄足の宅」には用材の確保や供給という公的機能があり、東塔所の出張機関であった可能性があるとする。また、吉田孝氏が私経の一例として挙げた「雄足の宅」の米について、返却先の呼称の分析から、「雄足の宅」には私米が収納され、「宅」内の「主典所」には公的な米が収納されていることを指摘し、造石山寺所の財政運営には、主に公的な米が利用されたとする。そして、雄足の「私経」は、彼の職掌や権限に依拠するものであり、「私経」の過大評価は慎むべきものであると結論付ける。さらに、雄足が広範囲に及ぶ経済活動を行うことができた背景には、

第二章 天平宝字二年造東大寺司写経所の財政運用

—知識経書写と写経所別当の錢運用を中心に—

III 下道主と上馬養

第四章 正倉院文書に見える「鳥の絵」と「封」

—写経所案主佐伯里足の交替実務をめぐつて—

第五章 天平宝字年間ににおける經師・装潢・校生の動向

第六章 正文に転用された反故文書

第七章 造石山寺所の帳簿

—筆蹟の観察と記帳作業の検討—

第八章 反故にされた万葉仮名文書

付論 2 奉御執経所・奉写一切經司関係文書の検討

付論 1 伝來の経緯をめぐつて—

〔別篇〕 日中比較研究と正倉院文書

各章の内容

序章では、論文の書かれた背景や分析方法・視角が述べられている。そこで示される分析方法は、対象に關係のある文書を悉皆的に検討するというものである。また、分析

第二章は、天平宝字二年の知識経書写料を検討し、安都雄足の財政運用の実態を明らかにするものである。まず、知識経書写に参加した官人たちが、写経所に書写を依頼し、その料錢が写経所に集積されていた状況を確認する。次に、写経所は余剩分を見込んで官人から料錢を徴収したが、余剩分は「間錢」として別当に掌握され、その一部は別当の錢運用に利用されていたことを指摘する。また、「間錢」のほかにも、天平宝字二年の御願経であつた千四百巻経の書写料遺錢や雄足自身の錢を財源として、別当独自の錢運用を行なっていたとする。よって、別当独自の錢運用を「私経」と評価することはできず、造東大寺司主典であつた安都雄足の職務権限に裏打ちされた行為であると結論付ける。さらに、円滑な財政運用の背景には、雄足が構築した人間関係を基礎とする官司間財政や、様々な経済活動があり、官人の実務能力は、財政運用にとつて不可欠な要素であつたと指摘する。

「II 写経所をめぐる人々」には、写経事業に携わった人々の三篇の論考と一篇の付論が収められている。

第三章は、市原王の、舍人・長官・玄蕃頭時代の活動

と呼称を分析し、写経所との関係や、「長官」の実態を考察するものである。まず、舍人時代の市原王は天平一一年（七三九）に写経司を監督する立場であり、皇后が発願した「法華經」や「大宝積經」の書写を遂行していたことを確認する。次に、「長官」の呼称を再検討し、天平一八年（七四六）二月ごろを境に「長官」から「市原王」「市原宮」という呼称に変化する傾向があることを指摘する。その変化からは、案主と市原王の関係が密接なものとなり、帳簿の作成主体であった案主の市原王に対する認識の変化をうかがうことができるとする。また、市原王の仕事内容が写経関係に集中することから、市原王は金光明寺造物所の長官ではなかつたとする。そして、市原王の「長官」呼称は、市原王が左大舎人寮の頭として写経を管轄したためであると推論する。最後に、玄蕃頭時代の市原王の呼称について、造東大寺司の「長官」が空席だつたため、市原王の呼称が「玄蕃頭」となる例が増えたとする。

第四章は、帳簿背面に描かれた「鳥の絵」の機能を探り、それを描いた佐伯里足の交替実務について考察するものである。まず「鳥の絵」を精査し、大平聰氏^③の説のうち、絵が省略されたという点について、紐のようなもので縛られた上から描いたため、紐を解くと現状の「絵」になるという見解を示し、「絵」は封印の役割を持つていたと

する。また、「絵」が帳簿背面のどの位置にあるかという点を手掛かりに、帳簿がどのような形態で封印されたかを考察する。次に、天平宝字二年に作成された帳簿を分析し、里足の「封」による管理の実態を明らかにし、その実務能力の高さを指摘する。また、「鳥の絵」を描いた背景について、里足の署名の一部が変化した、あるいは、鳥が里足にとって重要な意味を持つものであつた可能性を指摘する。そして、下級官人の個性の表出について言及し、このような実務能力の具現化が「鳥の絵」による「封」であったと結論付ける。

付論1は、天平宝字年間の写経事業に、召集された写経生を一覧化したものである。

第五章は、皇后宮職（紫微中台・坤宮官）の反故文書の背面が、造東大寺司写経所宛の正文に転用された意味を論じ、その再利用のあり方や、両官司の関係を考察するものである。まず、吉田氏の提示した、三点の転用正文を検討し、吉田説が妥当なものであることを確認する。次に、二点の史料を挙げ、その内容を分析し、紫微中台（坤宮官）から写経所へ宛てられた転用正文であることを明らかにする。また、正文に転用された時期は、紫微中台主導の写経事業が進められている時期であり、造東大寺司写経所と密接な関係にあつたことを指摘する。さらに、反故文書を転

用したのは、その文書を作成した官人の裁量によつてとられた方法であるとする。そのような事態の背景には、紫微中台官人の手元に多数の反故文書が行き渡つていたこと、

「特異な」伝達手段をとるほど、紫微中台（坤宮官）と写経所が緊密な関係にあつたことを理由として挙げる。

「III 下道主と上馬養」には、実務を担当する案主たちの仕事を考察する三篇の論考と一篇の付論が收められている。

第六章は、造石山寺所関係史料のうち、一四点の帳簿をとりあげ、その作成過程を考察するものである。まず、帳簿の書式を確認し、案主の署名部分には自署を欠く場合もあることから、第三の筆者の存在を指摘する。次に、帳簿の文字の筆蹟を観察することにより、造石山寺所の帳簿が、下道主・上馬養・阿刀乙万呂の三人によって作成されたことを明らかにする。さらに、岡藤良敬氏が案文とした帳簿が、先行して作成された旧帳というべきものであり、それをもとに新帳を作成し、その画期が三月一日から一日にあることを指摘する。また、旧帳作成期の記帳担当者が道主一人であり、帳簿の形式を整えるまでの余裕がなかつたという状況を想定する。そして、新帳書き換えの背景には春季告朔の作成があり、そのためには補佐役として阿刀乙万呂が抜擢されたとする。最後に、筆蹟からみた記帳状

況を整理し、九期に分け、仕事の状況を検討し、帳簿の作成過程を明らかにする。

第七章は、造石山寺所で作成された帳簿に利用された反故文書の構成を分析し、案主らの反故文書の入手経路を明らかにするものである。まず、吉田氏と岡藤氏による分類方法を確認し、それに著者の見解を加えた分類を提示する。そして、帳簿の記帳状況の画期ごとに、利用される反故文書の種類を図示する。次に、反故文書の入手経路と使用状況を検討し、反故文書は下道主の裁量で補充したものや、上馬養・安都雄足等の協力の下で確保していたことを指摘する。また、利用された反故文書の四割を上馬養に負つていたことに注目し、馬養が写経所で勤務していたため反故文書を入手しやすい環境にあつたこと、道主と同じく案主として造石山寺所で勤務し、両者の執務場所が接近していることを理由として挙げる。さらに、反故文書を帳簿に再利用した背景には凡紙不足の状況を想定し、反故文書の確保からは案主の実務能力がうかがえるとする。

付論2は、造石山寺所関係史料にみえる、二点の「万葉仮名文書」について考察し、下級官人の日常的な交流を推測するものである。

第八章は、奉写御執経所・奉写一切経司と造東大寺司との間で交わされた経卷奉請に関する文書を検討し、その伝

來の経緯を考察するものである。まず、関係文書の整理と検討を行い、その大半は造東大寺司で成卷された三つの「繼文」に収められることや、その作成過程を確認する。次に、奉請実務の様相を分析し、建部広足が責任者として、上馬養が実務担当として経卷奉請を行つてゐたとする。さらに、奉請実務の現場について、経卷の保管場所である経蔵を想定する。そして、天平宝字八年七月一八日付の「淨人小菅万呂等解」(『大日本古文書』(編年)五巻四八四(五頁))に「北倉代」の「案主」として建部広足の名がみえること、経蔵も「北倉代」と同様の管理体制であつたことを根拠とし、広足が「北倉代」の「案主」として経卷奉請に加わつてゐたとする。また、三つの「繼文」について、広足による関与を指摘し、彼の没後、馬養に「繼文」が託され、馬養が奉写一切経司に「繼文」を持ちこみ、保管した結果、伝來したと推測する。最後に、馬養は、複数の官人によつて作成された文書の継承者として重要な役割があつたと結論付ける。

〔別篇〕は、シンポジウムの報告を成文化し、日中比較研究における正倉院文書の有効性を示すものである。

本書の意義と疑問点

以上、内容を紹介してきたが、本書には、「正倉院文書

を東塔所材の漕料に充てたのではないだろうか。また、本章第二節で「主典所」に公的な米が収納されていることを指摘するが、「所」という呼称を持つ点に鑑みれば、「別当所」は「主典所」と同一のものであると考えられ、「政所」から受けた公的な錢が「別當所」に集積されていたと考えられる。このように柔軟な財政運用を行なう雄足の姿は、第二章の検討結果と通ずるものがあると思われる。

次に、第五章では、E「藍園進上文」の「宛先は家外に求めたほうがよい」とし、「進上文」の宛先は紫微中台であった可能性が大きい(二二四・二一五頁)と指摘する。しかし、これは著者自身が説明するように、「資人」の署名があることから、Eの宛先は、某家と考へたほうが妥当であると考えられる。Eが紫微中台に入った経緯については、某家が紫微中台に蔬菜類を送る際に、「進上文」を付したと考へられないだろうか。もしくは、C「淨清所解并進送文」との関係を考慮すると、某家が藍園から進上された蔬菜類とともにその数量を記した「進上文」を淨清所に送り、そして、淨清所が紫微中台に、漬物となつた蔬菜類の数量を報告するため「進上文」を付したのではないだろうか。つまり、「進上文の転用」により、紫微中台にEが入つたのである。もちろん、「進上文」のものすべてが某家から送られたとみるのは乱暴な議論ではあるが、このよ

を生み出した案主らの「現実」(本書四九二頁)が描き出されており、この点に大きな意義がある。写経所研究においては、写経所の機構変遷や、写経事業の政治的意味を問う論考、下級官人の動向や実態を明らかにした研究が発表され、重要な成果を上げてきたことは周知のとおりである。その中で、下級官人を分析対象とし、帳簿の作成過程を明らかにするという分析視角は、これから正倉院文書研究にとって有効であると考えられる。このような研究により、従来の写経所研究についても新たな一面を明らかにできるのではないか。そして、正倉院文書の大半が、仕事⁽⁶⁾に即して作成された文書であることを考慮すると、この視角は継承されるべきであろう。本書はこのような分析視角を提示することにより正倉院文書にさらなる研究の余地があることを示すものである。

以上の意義より、本書は、今後の正倉院文書研究にとって参照されるべきものであるが、いくつか疑問に感じる点もあつた。いずれも些末ではあるが、検討していくたい。

まず、第一章では、雑材廻漕の際に、「別當所」が私材とともに東塔所材の漕料の一部を負担した(一九頁)とする。しかし、史料Bの失書にある『可^レ來^ミ別當所^ハ八貫内^トは、史料Aにみえる「八月廿日受^ミ政所^ト』とある八貫のこと^トを指すと考えられるので、雄足は造東大寺司政所の錢

うに考へることもできるのではないだろうか。また「特異な伝達方法」をとった背景には、坤宮官人と写経所官人との間にそれを「容認しうる関係が成り立つてゐたからであろう」(一一七頁)とするが、注三三(一一二二頁)で著者も触れているように、用紙が不足していたのではないだろうか。「官人の手元には、多数の反故文書が行き渡つて」(一一七頁)いた状況は、凡紙不足のため、多数の反故文書が必要となつた第七章の状況と同様であると思われる。また未使用の凡紙があつたとしても、たまたま手元にそれがなかつたということも考へられないだろうか。評者には、この五点を両官司の緊密さを示す指標として積極的に評価をすることはできなかつた。

最後に、第八章では、奉写御執経所・奉写一切経所の経卷奉請文書を伝來の形態からA「繼文」の状態にある文書、B単独の文書、C「反故」にされた文書と分類するが、これは江戸・明治期の、いわゆる「整理」を経た形態であることに留意すべきである。また、文書の検討結果によれば、Bの半分がAの「繼文」の一部であると指摘している。さらに、奉写御執経所の「返抄」を、造東大寺司側が「繼文」にしていたと想定するならば、これを「第四の繼文」と考え、Aに加えたほうがよいと思われる。そして、Cについても、A移の書き損じや、奉請可能な経卷を書きだした覚えの背面

を再利用し、造東大寺司移案が作成され、継文となつていいので、結局はAの一部となつていて。それゆえ、ことさらCの分類をする必要はないと考えられる。つまり、当該史料の分類はAのみとなつてしまつのではないだろうか。

もちろん継文の古文書学的な検討や、内容による分類は確度の高いものと考えるが、伝來の形態を分類する必要性はあまり感じられなかつた。

おわりに

本書には、著者の実直で真摯な研究姿勢が表れている。翻つて、本稿は断案もなく、不眞面目で無礼なものとなつてしまつた。また、評者の読解力不足により、誤解、誤読も多々あると思う。この点著者にご寛恕願うばかりである。本書の意義は、案主に代表される文書作成者の仕事の「現実」を描き出したことであり、そのような分析視角を提示したことにある。これにより、正倉院文書研究がさらに深化することは間違いないと確信している。正倉院文書研究はなにかと敬遠されがちかもしれないが、古代史研究者のみならず、他時代の研究者にも手に取つてもらい、仕事の「現実」に触れてほしいと願うものである。

(1) 本書の分析の基礎となる論考が収められており、「密接

な関係」(四九一頁)にある。

(2) 吉田孝「律令時代の交易」『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年(初出は、一九六五年)。以下、吉田氏の見解はこの論文による。

(3) 大平聰「正倉院文書の五つの『絵』」—佐伯里足ノート—『奈良古代史論集』二、真陽社、一九九一年。

(4) 岡藤良敬『日本古代造営史料の復原研究—造石山寺所関係文書』法政大学出版局、一九八五年。以下、岡藤氏の見解はこの著書による。

(5) 栗原永遠男『奈良時代の写経と内裏』 増書房、二〇〇〇年、同『奈良時代写経史研究』 増書房、二〇〇三年、山下有美『正倉院文書と写経所の研究』 吉川弘文館、一九九九年。

(6) 杉本一樹「古代文書と古文書学」『正倉院文書の原本調査』『日本古代文書の研究』吉川弘文館、二〇〇一年。

(7) 西洋子『正倉院文書整理過程の研究』吉川弘文館、二〇〇二年。

〔付記〕本書については、山下有美氏の書評(『日本歴史』八五四、二〇一九年)がある。あわせて参考されたい。

(二〇一八年六月刊、法藏館、五二三頁、一一〇〇〇円+税)